製材品梱包資材高騰対策緊急支援事業実施要領

令和８年 11 月 16 日制定
環境森林部山村・木材振興課

第１　目的

この事業は、木材関連事業者が行う、県内で製造、加工された製材品（以下「県産製材品」という。）の出荷にかかる梱包資材の高騰による経営の圧迫に対し、緊急的に支援することでサプライチェーンの維持を図ることを目的とする。

その取扱は、補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年宮崎県規則第 49 号。以下「規則」という。）及び製材品梱包資材高騰対策緊急支援事業補助金交付要綱（令和８年 11 月 16 日制定。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第２　事業内容及び補助対象

（１）事業内容

県産製材品の出荷に係る原油由来の梱包資材について、価格高騰分に係る経費上昇分の１／２相当額を助成する。

（２）補助対象経費

区　　分	内　　容
梱包資材経費	県産製材品の出荷に係る原油由来である結束バンドや防水フィルム等の梱包資材経費

（３）事業対象期間

令和８年４月１日から令和９年２月 19 日までとする。

第３　事業の実施等

１　事業計画

本事業を実施しようとする者は、別に定める期限内に、事業見込調査表（様式第１号）を作成し知事に提出するものとする。

２　事業計画の審査及び承認

（１）　知事は、提出された申請書及び事業見込調査等の内容について審査を行う。

（２）　事業内容の詳細を把握するため、ヒアリングを実施する場合がある。

（３）　知事は、事業見込調査表が適当と認めたときは、予算の範囲内で、事業実施主体へ交付内示を通知するものとする。

３　事業の実施

（１）　事業完了後の日から起算して 30 日以内又は補助金の交付決定のあった年度の

２月 26 日のいずれか早い期日までに実績報告書を提出すること。なお、実績報告書には補助金の交付決定のあった年度の梱包資材購入額（税込）がわかる書類を添付すること。

（２） 本事業で、事業主体が購入した補助対象品は転売または譲渡してはならない。

（３） 事業主体は、出荷量について正確かつ誠実に報告しなければならない。

（４） 交付要綱第 10 条に基づく事業実績報告書や収支決算書、又は事業主体からの情報により、上記(２)、(３)に疑義が生じた場合は、県は当該事業主体に対し調査を実施し、不正等の事実が確認された場合には交付決定を取り消すものとする。

４　確認検査

知事は、実績報告書の提出があった際は確認検査を行う。確認検査については、その内容が当該要領に定める規定に適合していることを確認することを旨として行う。

また、出荷量の確認については、下記（１)、(２）により実施する。なお、信頼性を確保するため出荷日ごとの出荷量を無作為抽出により確認し、抽出の方法は乱数表などによるものとするとともに、抽出にあたっては検査員以外の職員が行う。

（１） 補助対象期間内の全出荷日数のうち 1/10 以上に相当する日数を抽出し、抽出された日に出荷された出荷量を伝票等により数量の確認をするものとする。

（２） ただし、事業計画の審査の際に、第３の２の（１）で行う事業見込み調査にて出荷量が確認された日は、検査済み日数として、抽出された日数に含むものとする。

第４　審査基準等

事業計画の審査基準は、次に掲げるとおりとする。

（１） 事業実施者の適格性

下記ア、もしくはイであること。

ア　合法木材供給事業者として登録されていること。

イ　COC 認証を取得して製材、加工に取り組む者であること。

※アについて、主たる認定業者は原則、木材加工（製材)、木材加工（集成材)、その他（木材加工)、素材生産・製材とし、森林組合の場合は木材全般で認定されかつ製材、加工に取り組む者であることとする。

（２） 事業内容の妥当性・有効性

県産製材品の出荷量や主な梱包資材の妥当性

（３） 提出された書類の正確性

事業見込調査における出荷伝票等の書類管理の状況が適正であること。

第５　その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附　則

この要領は、令和８年 11 月 16 日から施行する。

様式第１号

事業見込調査表

住所
氏名

１　事業の概要（年間出荷量、梱包資材の概要）
※　梱包のパターンに応じて、①梱包資材及び②荷姿の写真を１葉添付すること。

２　合法木材供給事業者認定番号

３　年間出荷量見込み

月別	出荷量（㎥）	主な県産製材品	実績・見込みの別
４月			実績・見込み
５月			実績・見込み
６月			実績・見込み
７月			実績・見込み
８月			実績・見込み
９月			実績・見込み
10 月			実績・見込み
11 月			実績・見込み
12 月			実績・見込み
１月			実績・見込み
２月			実績・見込み
合計			

※主な県産製材品は建築用材、木箱仕組板・梱包材、家具用建具用材、土木・建設用材、その他用材等と記入すること。
※出荷伝票（出荷日、数量、販売者、購入者がわかるもの）を事業実施主体ごとにまとめ、県から指示があった際には速やかに指定された出荷日に係る分の写しを提出できるようにしておくこと。
※出荷伝票については、出荷日ごとに出荷量をまとめ整理しておくこと。
※出荷単位について、本や枚などで標記される場合は、㎥換算の根拠を示すこと。
※既に実績が分かるものは、月別出荷実績表(様式１号付表)も提出すること。

４　前年度出荷数量及び梱包資材購入額（税込）
㎥
円

別添様式

第１号付表　月別出荷実績表

(　　)月			
日付	主な出荷先	出荷量(㎥)	備考
１日			
２日			
３日			
４日			
５日			
６日			
７日			
８日			
９日			
10日			
11日			
12日			
13日			
14日			
15日			
16日			
17日			
18日			
19日			
20日			
21日			
22日			
23日			
24日			
25日			
26日			
27日			
28日			
29日			
30日			
31日			
合計			